

第三セクター等経営健全化方針

この方針は、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体が、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化のための方針を定めるものである。

1 作成年月日及び作成担当部署

作成年月日 令和5年3月3日
作成担当部署 京丹後市農林水産部農業振興課

2 第三セクター等の概要

法人名 京丹後製茶株式会社
代表者名 代表取締役 松村 竹治
所在地 京都府京丹後市久美浜町永留 2567-1
設立年月日 平成20年3月27日
資本金 60,000千円【当該地方公共団体の出資額（出資割合）15,000千円（25%）】
業務内容 茶園の経営、茶の摘採・運搬、荒茶加工、その他茶業に関する一切の業務

3 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

（法人の経営状況や財政的なリスクの現状）

平成20年3月に設立した当該法人は、京都府内の新たな茶の産地である丹後地域における茶の製造（荒茶加工）拠点として、平成22年3月に製茶工場の建設を行い、自社茶園で収穫された茶の製造・販売、並びに地域内の他の茶生産者から茶の製造を受託しており、産地の重要な役割を担ってきた。

法人設立当初は、定植した茶樹が成木となっていないことから産地全体的に収量が少ない状況で単年収支の赤字が続いていたが、平成29年頃には茶樹が成木となり生産量・品質も安定しはじめ、また同時期から取り組みを始めた茶の海外輸出に向けた防除体系の導入も奏功し、平成29年には単年収支の黒字化を達成している。

しかし、その後は、平成30年の雪害、令和元年の霜害により産地全体で収穫量が減少するとともに、雪害や霜害による品質劣化から販売単価の下落を招き売上高が伸び悩んだ。

さらに令和2年以降は新型コロナウイルス感染症の流行により市場での販売単価の下落、相対取引をはじめとする出荷量の減少の影響も受けてさらに業績が落ち込んだ結果、令和3年決算時に債務超過状態（負債額が資産額を上回る状態）となった。

また、製茶工場の建設から10年以上が経過し、今後は製茶機械の大規模改修の必要性が高まることから、売上高の減少以外に修繕料等の経費が増加するリスクも潜在しているものとする。

（地方公共団体としての財政支援、監査、評価の実施状況）

これまでの本市の関わり方は、当該法人の設立の際に15,000千円の出資を行っており、当該法人の株主の中で出資割合が最も高い筆頭株主である。なお、出資金以外には、本市から当該法人に対する損失補償を付した債務及び短期・長期貸付金はない。

また、当該法人の監査役2名のうち、1名は本市の会計管理者が就任しており、法人の経理処理

等の内容について、定期的に監査を行っている。

当該法人への評価については、債務超過に陥っていることから出資金の毀損リスクがあると認識しているが、債務超過に至った主な要因が気象災害や新型コロナウイルスの流行といった外的要因によるところが大きいため、丹後地域の茶の製造拠点としての役割を今後も果たすためにも、経営健全化に取り組む必要があると考える。

なお、当該法人では、定時株主総会において経営改善計画を策定し、業績回復に取り組んでいる。

4 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

本市における茶の産地化については、平成 13～14 年頃に全国的に問題となった食品産地偽装問題を受け、京都府として府内産茶葉の増産（100ha 規模）を決めたことや、時期を同じくして本市内の国営開発農地の多くを占めていた葉タバコ栽培の減少と一致したことに端を発し、産地化が進んできた。

事業そのものの意義については、現在も府内産茶葉の一大産地として茶園面積では府内第 6 位の 44.34ha の大規模な面積を誇っており、府内における当産地の重要性を鑑みれば本市の出資は産地振興の意義に則したものである。

もし仮に、本市が出資金の回収等の当該法人から手を離す対応を行えば、当該法人の経営が立ち行かなくなることは想像に難しくなく、また、当地域には当該法人以外に荒茶加工ができる事業者はいないため、茶の製造を請け負っている当地域の他の茶生産者の経営にも影響を与えることとなる。そのため、今後も産地全体を維持するために本市が出資を続けることは必要不可欠である。

さらに、国営開発農地に空き農地が発生することや府内産茶葉の生産力低下による宇治茶ブランドの維持が難しくなる懸念もあるため、その影響は当該法人に留まるものではなく、本市の農業振興の趣旨から産地としては継続させるべきである。

また、採算性については、過去最高の売り上げだった平成 29 年の実績は、経営改善計画での試算上、損益分岐点を超え安定した経営の水準に達している。近年では、令和 2 年以降の新型コロナウイルスの影響、また、令和 4 年以降では燃油価格や原材料費の高騰も経営を圧迫する不安要素ではあるが、今後の経営努力により平成 29 年並みの業績を確保することができれば黒字化も見込めると考えている。

そのために必要となる主な取組内容として、産地全体での収量の確保、関係機関（京都府丹後農業改良普及センターや J A 京都）の栽培技術指導による高品質かつ高単価で販売できる茶品質の確保に取り組むことで平成 29 年並みの業績を確保し、さらに今後 5 年間のうちに債務超過からの脱却を図り令和 8 年においては黒字化を達成することとする。

5 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

今後の経営健全化のための対応として、次の内容について検討及び取り組みを進めることとする。

- ・ 産地全体での収量を向上させ、当該法人の売上高のうち大半を占める生産者からの茶製造受託量の増加を図る。令和 4 年より取り組みを開始し、収量の確保については、毎年前年産に比べ概ね 5%の増産となるよう肥培管理を徹底する。（全茶種平均：令和 4 年 331.1kg/10a、令和 5 年 348.7 kg/10a、令和 6 年 369.4 kg/10a、令和 7 年以降 379.8 kg/10a）

- ・ 京都府丹後農業改良普及センターやJ A京都による栽培指導により、高品質かつ高単価で販売できる茶品質の確保に取り組む。
- ・ すでに取り組んでいる北米、EU、台湾向けの輸出について、品質管理や残留農薬の管理を徹底し、今後も堅持していく。
- ・ 製茶工場の機械等の定期点検・メンテナンスの実施、並びに早期改修対応の実施により、設備修繕費の増加を未然に防ぐよう努める。

なお、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の流行による活動自粛の影響から、外食機会の減少、茶道教室の中止等により、お茶の消費量が減少したため流通業者の在庫が滞留する事態が発生し、結果として、新たな買い入れを控える傾向から流通量の減少及び販売単価の下落により売上額の減少を招いた。

しかし、令和4年の一番茶の入札販売会では落札単価はコロナ以前の水準へ回復しつつあり、流通業者の在庫についても一時ほどの滞留はない様子であり、今後は産地として収量の確保と高単価で販売できる品質の確保に取り組むことで当該法人の経営状況を改善させ、今後5年間のうちに債務超過からの脱却を図り令和8年においては黒字化を達成することとする。

6 法人の財務状況

貸借対照表から	項目	金額（円）		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
	資産総額	132,348,625	135,638,887	110,738,520
	（うち現預金）	7,264,222	25,906,828	11,491,811
	（うち売上債権）	0	7,759,245	4,478,265
	（うち棚卸資産）	1,354,292	2,059,993	2,595,219
	負債総額	126,566,479	135,635,158	123,476,336
	（うち、当該地方公共団体からの借入金）	0	0	0
	純資産額	5,782,146	3,729	△12,737,816

損益計算書から	項目	金額（円）		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
	経常収益	29,206,739	50,202,741	25,929,481
	経常費用	28,911,363	55,747,662	38,465,026
	経常損益	295,376	△5,544,921	△12,535,545
	経常外収益	△5,185,535	△27,496	0
	法人税、住民税及び事業税	206,000	206,000	206,000
	当期純損益	△5,096,159	△5,778,417	△12,741,545